

令和4年第1回

おいらせ町議会定例会

予算特別委員会

記録第1号

おいらせ町議会 令和4年予算特別委員会記録

| おいらせ町議会 令和4年予算特別委員会記録第1号 |                          |        |             |        |
|--------------------------|--------------------------|--------|-------------|--------|
| 招集年月日                    | 令和4年3月10日(木)             |        |             |        |
| 招集の場所                    | おいらせ町役場本庁舎議場             |        |             |        |
| 開 会                      | 令和4年3月10日 午前10時44分 委員長宣告 |        |             |        |
| 延 会                      | 令和4年3月10日 午後 3時17分 委員長宣告 |        |             |        |
| 出席委員                     | 氏 名                      |        | 氏 名         |        |
|                          | 佐々木 勝                    |        | 川口 弘治       |        |
|                          | 馬場 正治                    |        | 澤上 訓        |        |
|                          | 木村 忠一                    |        | 田中正一        |        |
|                          | 平野 敏彦                    |        | 沼端 務        |        |
|                          | 吉村 敏文                    |        | 澤頭 好孝       |        |
|                          | 柏崎 利信                    |        | 西館 芳信       |        |
|                          | 松林 義光                    |        | 檜山 忠        |        |
|                          | 西館 秀雄                    |        |             |        |
| 欠席委員                     | 日野口 和子                   |        |             |        |
| 会議事件説明のため出席した者の職氏名       | 職 名                      | 氏 名    | 職 名         | 氏 名    |
|                          | 町 長                      | 成田 隆   | 副 町 長       | 小向 仁生  |
|                          | 総務課長                     | 西館 道幸  | 政策推進課長      | 柏崎 勝徳  |
|                          | 財政管財課長                   | 岡本 啓一  | まちづくり防災課長   | 成田 光寿  |
|                          | 税務課長                     | 久保田 優治 | 町民課長        | 澤頭 則光  |
|                          | 保健こども課長                  | 小向 正志  | 介護福祉課長      | 田中 淳也  |
|                          | 農林水産課長                   | 三村 俊介  | 商工観光課長      | 柏崎 和紀  |
|                          | 地域整備課長                   | 栗嶋 泰幸  | 会計管理者       | 佐々木 拓仁 |
|                          | 病院事務長                    | 田中 貴重  | 教育委員会教育長    | 松林 義一  |
|                          | 学務課長                     | 福田 輝雄  | 社会教育・体育課長   | 松山 公士  |
|                          | 選挙管理委員会委員長               | 相坂 一男  | 選挙管理委員会事務局長 | 西館 道幸  |
|                          | 農業委員会会長                  | 大川 義博  | 農業委員会事務局長   | 三村 俊介  |
|                          | 監査委員                     | 柏崎 堅一  | 監査委員事務局長    | 赤坂 千敏  |
|                          |                          |        |             |        |
| 職務のため出席した者の職氏名           | 事務局 長                    | 赤坂 千敏  | 事務局 次 長     | 高橋 勝江  |
|                          | 事務局 主 幹                  | 木村 英樹  |             |        |

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 事 件 題 目 | 1 議案第36号 令和4年度おいらせ町一般会計予算について         |
|         | 2 議案第37号 令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について   |
|         | 3 議案第38号 令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
|         | 4 議案第39号 令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について  |
|         | 5 議案第40号 令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について |
|         | 6 議案第41号 令和4年度おいらせ町介護保険特別会計予算について     |
|         | 7 議案第42号 令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について  |
|         | 8 議案第43号 令和4年度おいらせ町病院事業会計予算について       |
|         | …………以下余白…………                          |

| 発 言 者             | 発 言 者 の 要 旨  |
|-------------------|--|
| 事務局長<br>(赤坂千敏君)   | <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>  |
| 平野委員長             | <p>おはようございます。</p> <p>ただいまから令和4年度予算特別委員会を開催します。</p> <p>ただいまの出席委員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに予算特別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、日野口委員は欠席であります。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時44分)</p>  |
| 平野委員長             | <p>会議に入る前に、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>先般、予算特別委員長の選任に同意いただきました平野議員です。</p> <p>ご案内のように、予算特別委員会は、町の1年間の執行予算を審査する大変重要な委員会であります。</p> <p>議事進行につきましては、各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>これより議案の審査に入ります。</p>  |
| 平野委員長             | <p>当委員会に付託されました議案第36号から第43号までの8議案のうち、議案第36号、令和4年度おいらせ町一般会計予算についてを審査いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>  |
| 財政管財課長<br>(岡本啓一君) | <p>それでは、議案第36号についてご説明いたします。議案書は、92ページから101ページになります。</p> <p>本案は、歳入歳出予算の総額を107億4,600万円とするもので、前年度と比較しますと8億2,100万円、8.3%の増となっております。</p> <p>100ページ、101ページをご覧ください。</p> <p>「第2表 地方債」は、15件の事業につきまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるもので、限度額の合計につきましては3億9,156万6,000円としております。</p> <p>それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。別冊の令和4年度一般会計予算に関する説明書をご用意ください。</p> |

まず、歳出の主な内容をご説明いたします。37ページをご覧ください。

37ページ、2款1項1目一般管理費の14節本庁舎空調機器設置工事費1,955万1,000円、及び分庁舎空調機器設置工事費1,143万8,000円は、町の新型コロナ対応事業として庁舎にエアコンを追加整備するため計上するものです。

40ページをご覧ください。2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積立金1億1,860万9,000円は、今後の公共施設整備に係る財源として活用するため計上するものです。

43ページをご覧ください。2款2項1目企画総務費の12節デマンド交通運行業務委託料3,226万5,000円は、令和4年4月1日から運行を開始する町デマンド型乗合バス運行に係る経費として計上するものです。

45ページをご覧ください。2款2項2目町活性化対策費の14節一川目地区生活会館外壁等塗装工事費451万3,000円、及び次のページになりますが本町北コミュニティーセンター外壁等塗装工事費530万8,000円は、施設の劣化状況を踏まえた長寿命化対策として計上するものです。

18節集会所建設等補助金1,345万円は、間木町内会コミュニティーセンターの大規模修繕事業等に対する町補助金として計上し、コミュニティーセンター助成事業費補助金1,500万円は間木町内会コミュニティーセンター大規模修繕事業に対する一般財団法人自治振興センターの助成分として計上するものです。

47ページに移ります。18節の続きになりますが、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円は、任期を終えた隊員が町内で起業するための経費に対する町補助金として計上するものです。

2款2項3目情報政策費の12節機器補修委託料4,587万2,000円は、町総合行政システム等のハードウェア及びソフトウェア保守委託料として計上するものです。

48ページをご覧ください。同じく2款2項3目の13節機器借上料5,632万8,000円は、町総合行政システム等に係るシステム借上料及びプリンタ等借上料として計上するものです。

49ページをご覧ください。2款2項5目定住促進対策費の18節移住者転職支援助成金150万円は、県補助金を活用し移住希望者と地元企業をつなぐべく、町内企業の就職支援サイト掲載料を助成するため計上するものです。

51ページをご覧ください。2款3項1目税務総務費の18節航空写真撮影及びデジタルオルソ作成事業費負担金569万8,000円は、課税客体把握を目的とし三沢市と共同で航空写真を撮影するための負担金として計上するもので

す。

54ページをご覧ください。2款4項1目戸籍住民基本台帳費の中12節コンビニ交付システム構築業務委託料4,884万円は、令和4年度中のコンビニ交付サービス導入に向け戸籍システム等を改修するため計上するものです。また、戸籍クラウドシステム構築業務委託料1,012万円は、戸籍システムの更新に伴い計上するものです。

55ページ、56ページをご覧ください。2款5項3目参議院議員選挙費、目の合計1,410万8,000円は、令和4年7月25日の任期満了に伴う選挙経費として計上するものです。

2款5項4目の県議会議員選挙費、目の合計319万6,000円は、令和5年4月29日の任期満了に伴う選挙経費として計上するものです。

60ページをご覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の27節国民健康保険特別会計繰出金2億2,456万7,000円は、令和4年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

62ページをご覧ください。3款1項2目障害者福祉費の19節障害者給付費等4億6,399万2,000円及び、障害児給付費等1億762万8,000円は、給付見込みにより計上するものです。

63ページに移ります。3款1項3目高齢者福祉費の18節後期高齢者医療療養給付費負担金1億7,847万6,000円は、青森県後期高齢者医療広域連合の試算により計上するものです。

64ページをご覧ください。27節の介護保険特別会計繰出金4億1,951万円、及び後期高齢者医療特別会計繰出金7,635万9,000円は、令和4年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

67ページをご覧ください。3款2項1目児童福祉総務費の12節放課後児童健全育成事業委託料3,288万6,000円は、町内の社会福祉法人に児童クラブ運営を委託するため計上するものです。なお、来年度から甲洋なかよし児童クラブが加わるため、増額計上としております。

18節保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金2,208万7,000円、及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金229万5,000円は、新型コロナ対応に伴う認定こども園等職員の処遇改善費用として計上するものです。

19節子ども医療助成費5,234万円は、中学生以下を対象とした町独自の医療費助成として計上するものです。

68ページをご覧ください。3款2項2目児童措置費の19節子どものための教・保育給付費13億5,491万6,000円は、保育提供施設の経費として

計上するものです。また、障がい児保育給付費588万円は、障害児童の処遇向上に係る経費として計上するものです。

71ページをご覧ください。4款1項2目予防費の7節新型コロナウイルスワクチン接種協力金438万円、及び12節の新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター等業務委託料870万7,000円は、今年度に引き続き新型コロナウイルスワクチンの接種経費として計上するものです。

次の72ページの12節、続きになりますが、新型コロナウイルスワクチン用ディープフリーザー設置管理委託料6万円から新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託料777万6,000円まで、先ほどと同じくワクチン接種に係る費用として計上しております。

78ページをご覧ください。4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業収益負担金4,144万円、同じく医業外収益補助金2,503万7,000円、医業外収益負担金7,553万4,000円、及び23節病院事業会計出資金1,404万円、合計1億5,605万1,000円は、公営企業繰出基準に基づき病院事業会計への繰出金として計上するものです。

85ページをご覧ください。6款1項5目農地費の18節県営上谷地地区通作条件整備事業費負担金298万1,000円は、既設農道の点検診断及び機能保全対策に係る県営事業負担金として計上するものです。なお、実施期間は令7年度までの予定となっております。

27節農業集落排水事業特別会計繰出金7,488万8,000円は、令和4年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

88ページをご覧ください。6款3項2目漁港整備費の18節県営漁港施設機能保全事業費負担金500万円は、百石漁港しゅんせつに係る県営事業負担金として計上し、県営漁港施設機能増進事業費負担金380万円は、百石漁港陸こうゲートの遠隔操作化に係る県営事業負担金として計上するものです。

89ページに移ります。7款1項2目商工業振興費の18節町商工会プレミアム付商品券発行事業費補助金5,600万円は、町独自の新型コロナ対応事業として町商工会が販売する商品券のプレミアム分及び事務費に対し助成するため計上するものです。

94ページをご覧ください。8款2項1目道路橋梁維持費の14節町道維持補修工事費8,000万円は、町内道路施設の維持管理補修への対応として計上するものです。

8款2項2目道路橋りょう新設改良費の12節橋りょう補修実施設計委託料(交付金)1,596万1,000円は、神明橋橋りょう補修調査及び設計業務を委託するため計上するものです。

95ページに移ります。14節町道整備工事費5,000万円は生活関連道路整備費として、町道舗装補修工事費(補助)4,780万円は木ノ下・鶉久保線の舗装補修工事費として、町道舗装補修工事費(補助付帯分)2,500万円は木ノ下・鶉久保線及び鶉久保・薬師線の側溝改築工事費として、それから町道舗装補修工事費(事業債)2,992万円は鶉久保・薬師線舗装補修事業及び木ノ下西2号線舗装補修事業の地方債活用分としてそれぞれ計上するものです。

21節立木等補償費3,068万2,000円は、主に住吉町線整備事業に係る補償費として計上するものです。

96ページをご覧ください。8款2項3目除雪対策費の12節除雪作業委託料1億1,000万円は、町道などの除雪作業を委託するため計上するものです。なお、近年の予算の予算執行状況を踏まえ、今年度当初予算と比較し2,000万円の増額としております。

17節除雪用車両購入費3,481万1,000円は、ロータリー除雪車1台及び歩道除雪機1台を購入するため計上するものです。

8款3項1目都市計画総務費の12節都市計画基礎調査委託料640万円は、都市計画法に基づき都市計画区域の人口規模・土地利用等を調査するため計上するものです。

97ページに移ります。8款3項2目公共下水道費の27節公共下水道事業特別会計繰出金6億3,632万円は、令和4年度特別会計予算の編成に伴い計上するものです。

98ページをご覧ください。9款1項1目非常備消防費の1節消防団員年額報酬(320人分)566万9,000円及び消防団員出動報酬663万円は、議案第23号でご審議いただきました条例改正後の消防団員報酬をそれぞれ計上するものです。

101ページをご覧ください。9款1項2目消防施設費の14節下田第3分団拠点施設外壁等塗装工事費191万円、及び百石第5分団拠点施設外壁等塗装工事費166万1,000円は、施設の劣化状況を踏まえた長寿命化対策として計上するものです。

9款1項3目災害対策費の10節印刷製本費544万5,000円は、令和3年5月公表の県津波浸水想定を踏まえ、防災安全マップを更新するため計上するものです。

109ページをご覧ください。10款2項3目学校建設費の14節小学校受電設備改修工事費2億89万3,000円は、小学校5校へのエアコン整備に当たり受電設備の改修が必要なため計上し、次の小学校空調設備整備工事費2億6,222万9,000円は、小学校5校の普通教室にエアコンを整備するため計上

するものです。

111ページをご覧ください。10款3項3目学校建設費の14節中学校受電設備改修工事費5,507万7,000円は、令和5年度に予定しております中学校3校へのエアコン整備に当たり受電設備の改修が必要なため計上するものです。

114ページをご覧ください。10款4項2目公民館費の14節中央公民館空調機器設置工事費513万6,000円は、町の新型コロナ対応事業として中央公民館にエアコンを整備するため計上するものです。

115ページに移ります。14節の続きになりますが、東公民館受電設備改修工事費619万8,000円は、受電設備の耐用年数超過に伴う改修工事費として計上するものです。

120ページをご覧ください。10款5項1目保健体育総務費の18節大会出場補助金310万円は、事務事業見直しに伴い従来の中体連等大会出場補助金、スポーツ少年団等大会出場補助金、及び社会体育選手派遣費補助金の3補助金の予算を統合し計上するものです。

123ページをご覧ください。12款1項1目元金の22節町債償還元金10億2,113万5,000円は、町債として借り入れた資金の償還元金分として計上するものです。また、2目の利子の22節町債償還利子3,654万4,000円は、町債の償還利子分として計上するものです。

主な歳出の説明は以上です。

これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。ページが前に戻ります。5ページをご覧ください。

1款1項町民税、計11億2,731万3,000円は、前年度との比較で6,744万円の増額を見込み計上するものです。

6ページをご覧ください。1款2項固定資産税、計11億4,552万円は、前年度との比較で2,241万8,000円の増額を見込み計上するものです。

1款3項軽自動車税9,013万2,000円は、前年度との比較で363万5,000円の増額を見込み計上するものです。

7ページに移ります。1款4項町たばこ税1億9,558万7,000円は、前年度との比較で490万5,000円の増額を見込み計上するものです。

9ページをご覧ください。7款1項地方消費税交付金4億8,000万円は、国の地方財政計画を参考に計上するものです。前年度との比較では、2,700万円の増額となります。

11ページをご覧ください。11款1項地方交付税33億9,556万円は、国の地方財政計画を参考に計上するものです。前年度との比較では、1億5,8

17万円の増額となります。

次に、12ページから15ページまでの13款分担金及び負担金、及び14款使用料及び手数料につきましては、現行の条例等を踏まえ見積りした額を計上するものです。なお、給食費負担金につきましては、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例が現行の規定どおり令和4年3月31日で終了した場合の積算をしております。

16ページから22ページまでの15款国庫支出金及び16款県支出金は、歳出予算における対象事業費に応じた見込額を主に計上するものです。

23ページ、それから24ページの17款財産収入は、主に町有財産の貸付収入、債権配当金、洋光台団地の売却収入を見込み計上するものです。

18款寄附金は、主にふるさと応援寄附金収入を見込み計上するものです。

25ページに移ります。19款2項1目財政調整基金繰入金3億2,200万円は、歳入歳出予算の一般財源調整により計上するもので、前年度との比較では1億5,200万円の増額となります。なお、令和4年度末の基金残高は、現時点における予算ベースで15億3,981万4,000円と推計しております。

19款2項2目ふるさと応援基金繰入金3,106万5,000円は、寄附者の用途指定により充当するため計上するもので、前年度との比較では958万5,000円の増額となります。

26ページをご覧ください。

19款2項7目公共施設整備基金繰入金1億7,000万4,000円は、歳出教育費の小学校受電設備改修工事費及び東公民館受電設備改修工事費に充当するため計上するものです。

31ページをご覧ください。22款1項7目臨時財政対策債1億3,246万6,000円は、地方財政計画を参考に計上するものです。前年度との比較では、大幅な減額となる3億2,188万1,000円の減となります。

22款1項町債全体では、計3億9,156万6,000円、前年度との比較では2億4,058万1,000円の減額となります。

主な歳入の説明は以上になります。

ページが後ろに飛びます。125ページから132ページをご覧ください。給与費明細書になります。

給与費明細書は、当予算案における町の特別職及び一般職に係る人件費の明細を掲載するものです。

125ページ特別職の人件費は、合計1億3,470万5,000円となり、前年度と比較し221万8,000円の増となります。

126ページ、一般職の人件費は合計11億8,879万6,000円となり、

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>前年度と比較し437万3,000円の減となります。</p> <p>それから、133ページから135ページをご覧ください。債務負担に関する調書です。こちらの調書は、現在設定されております債務負担行為につきまして、限度額や令和4年度以降の支出予定額などを掲載するものです。</p> <p>137ページ、138ページをご覧ください。地方債に関する調書は、令和4年度歳入の町債及び歳出の公債費を踏まえ、年度末時点での残高見込み等を区分ごとに掲載するものです。令和4年度末の一般会計地方債残高は、84億3,193万1,000円となる見込みです。</p> <p>139ページ、140ページをご覧ください。地方消費税交付金の充当に関する資料は、歳入の地方消費税交付金予算のうち社会保障財源分として見込んだ2億6,352万円の充当事業に係る経費及び財源内訳を掲載するものです。</p> <p>最後に、141ページから154ページの当初予算。主な内容につきましては、予算審議の参考としていただくため、ただいまご説明した内容のほか主要な経費等の個別説明を掲載したものとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 平野委員長  | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>それでは、第1款町税から12款交通安全対策特別交付金までの質疑を受けます。一般会計予算に関する説明書5ページから11ページです。</p> <p>質疑を受けます。西館委員。</p>   |
| 西館芳信委員 | <p>西館です。</p> <p>まず1点目が、6ページの町税固定資産税に関するところですが、町の空き家が今400戸ぐらいあるということは認識しております。この400戸ですが、現に所有している者と連絡がつかない、あるいはその人たちから集めれないということが、恐らく集めている人もいますかと思えます。大概が集めれないということで、相続人だとかあるいは現に住んでいる人、現にそこに来れる人、そういう人に督促とかそういうのを出してやってるわけですけど、実際この400戸どれぐらい徴収してますか。400戸の中で、空き家といえども上物としたものに固定資産税何%ぐらい徴収可能でしているのか。</p> <p>そしてそういう人たちは、土地とその家のほかにもいろいろな固定資産を所有してるわけですが、そちらも同じ状況の中でもらってる人もあればもらってない人もあるかと思えますけれども、恐らく今1回目しゃべったのと2回目し</p>   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>平野委員長</p>               | <p>やべったのの徴収率というのは似たものかもしれませんが、どれぐらいの割合で400戸、空き家にしている人たちといえども固定資産税を徴収できているか。そこ、正確な数字でなくても結構です。大体何%ぐらいできているかなというふうなことでお答えいただければと思います。</p> <p>それから2番目、森林環境譲与税という森林に関して近年国の制度が講じられて、その一環のあれだと思えるんですけども、これをもう一回説明していただければと思います。</p> <p>それから環境性能割交付金、これについても説明をお願いします。</p> <p>税務課長。</p>   |
| <p>財政管財課長<br/>(久保田優治君)</p> | <p>西館委員にお答えします。</p> <p>空き家の状況400戸ぐらいあるだろうということで、どれだけ収納できているかということなんですが、空き家の数という形では捉えていませんけれども、相続がなされていない建物等もございまして、早急な相続人調査をして、相続はされていなくても相続人代表者宛に納税していただく、ないしは納税者の代表者を決めていただくという形で、仮に空き家等があってもある程度納めていただいているなという状況で把握しております。</p> <p>大体何%かということなんですけれども、パーセンテージ自体は出していませんけれども、あらかじめ把握して連絡先等も取れているという状況で認識していますので、8割以上は収納されているなという認識でございます。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>農林水産課長<br/>(三村俊介君)</p>  | <p>それでは、森林環境譲与税についての質問がありましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>これにつきましては、森林資源の温室効果ガス削減ですとか、あと災害防止に向けて市町村に対する新たな森林整備ですとか、その促進に柔軟に活用できる財源として令和元年度に森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、平成31年4月1日から施行されております。</p> <p>この税制の国の大綱においては、市町村においてはこの森林環境譲与税を間伐とかあと人材育成、担い手の確保、木材利用の促進ですとか普及啓発等の森林整備等の財源に充てるものとされております。この譲与税につきましては、令和6年度から町民に広く負担を求めるということとなりますので、この用途はどういったものに使われるかというのについては、自治体においてあらゆる方面から検討して、それを有効活用して公開するということになっております。</p> |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>当町におきましても、平成31年度から譲与税が交付されておりまして、それらにつきましては今後の森林経営管理制度とかそういったものに使うために積立しているものと、あと一方で森林整備ということで町内にあります公園の例えば間伐ですとか伐採ですとか、ウッドチップの活用ですとか、そういったものに活用しているというふうな状況でございます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長            | 税務課長。  |
| 税務課長<br>(久保田優治君) | <p>大変申し訳ありません。最初ちょっと聞き漏らしておりまして、環境性能割のところでもご質問がありましたのでお答えいたします。</p> <p>環境性能割というのは従来の軽自動車税に当たるものが、現在の種別割という2項のところになるんですが、環境性能割が新しい「グリーン税制」と言われているもので、町で直接収納するのではなくて、新車を購入したときに自動車屋さんを通して県で代理徴収しております、後で県から交付されたものについて町で収納するという形で、県が収納した分については歳出の予算で手数料として負担金を払っているという状況になっております。</p> <p>以上です。</p>   |
| 平野委員長            | 西館委員。  |
| 西館芳信委員           | <p>「グリーン税制」について、私家だけだと思っていたけれども車にもちゃんとあって、こういう措置がされているというのを初めて知りました。ありがとうございます。</p> <p>それから森林環境譲与税、これいろいろなことで使いますよということで、今もまたこの518万円がここには計上されていて、歳入にはたしか440万円ぐらい積立てになっていました。実際に、もうこれをいろいろなことに使い始めてやっているのかと思ったら、ほとんど今の説明だとこれからということで、こういうふうに使っていくよということですけど、しならばその518万円もらって、1つのところに積立ては440万円と解釈して、あとの60万円はどういう方面に散らばったのかなと思うんですが、そこは私の質問があまりにも稚拙かもしれないんですが、そこをひとつお願いいたします。</p> <p>それから、固定資産税400戸の空き家につきましては、ほかの不動産もじゃあ8割方徴収していると解釈してよろしいんですね。8割方回収しているということであれば、これはほとんど固定資産税の徴収という面では、大したもんだな</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>と私、そんな高い数字でとても集めていると思ってない、イメージも全く違ったんですが。</p> <p>確かに防災面ではいろいろなことで危険だから、あるいは町内の住環境を整備するにはどうしてもこれを整理するのは欠かせないということで、十和田市でも八戸でもいろいろな組織、そして民間の役に立つ不動産屋さんとか代書者さんたちが入っているいろいろやってるわけですけど、うちもそういう会議には出てるようですけど、そういう案内があれば。そういう会議等に出ているようですけども。</p> <p>我が町でも8割徴収しているということであれば、固定資産税面では特にいいのかと、これ以上対策を強固に講じなくてもいい。たつたと言えば変な言い方だけど、防災面とかそういう住環境整備の面でやればいいのかという捉え方でいると解釈してよろしいですか。</p> <p>この質問は、恐らく久保田課長だけで答えられないかと思しますので、上のほうでもいいですのでよろしくお願いいたします。</p>   |
| 平野委員長             | 農林水産課長。  |
| 農林水産課長<br>(三村俊介君) | <p>それでは、森林環境譲与税の税の部分と用途ということでご質問がありましたのでお答えしたいと思います。</p> <p>まず来年度、8ページ目にあります518万4,000円がまず譲与税として交付されます。積立金になりますけれども、こちらが440万6,000円ということで、譲与税入ってきた分を何に使うかということですが、令和4年度につきましては、いちょう公園ですとか下田公園の一部の森林で、樹木が混んでる場所とかいろいろと間伐が必要な場所がありますし、あと下田公園には危険木がありまして、そちらもちょっと伐採しないと公園管理上危険だということもありますので、そちらの森林の管理・整備につながるものということで、そちらに77万8,000円を使っていくということにしております。</p> <p>それ以外の積み立てる部分ですが、この税につきましては森林の整備以外にも整備につながるもの、木材の活用といった部分にも活用できるようになっておりますので、来年度途中段階でまた様々な関係機関ですとか、あと町の関係課とも連携しながら、どういったものに活用するかというのを検討していきたいと思っております。</p> <p>最終的には、森林経営管理制度という制度に活用していくということになりますので、そちらの例えば管理されていない森林で、例えば所有者がもう管理できないとか、誰が持つてるか分からないという森林を町で管理するようになったとき</p> |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>に、その方への意向調査ですとかそういったものやっつけていかないといけないということになりますので、その辺にも将来的には活用していくということになります。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長                        | まちづくり防災課長。  |
| <p>まちづくり防災課長<br/>(成田光寿君)</p> | <p>空き家の件についてご質問がありましたので、危険空き家の側面からちょっとお答えしたいと思います。</p> <p>西館委員がおっしゃった、空き家が約400戸ぐらいあるというお話でしたが、それは平成31年に町で作成いたしました空家等対策計画の中に載っているものであります。平成27年度に町内全域を目視調査いたしまして、大体400戸ぐらいあるというデータがあります。</p> <p>実はその400戸の空き家のことと、それから税務課でやっております固定資産税の賦課徴収とは、直接リンクはしてございません。町の特定期間空き家の動きであります、以前の議会でも一般質問で取上げられて答弁しているとおおり、町で策定した空家等対策計画それから、特定期間空き家の特措法、国で定めた法律がありますので、その中で現在事務を進めているところでもあります。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長                        | 税務課長。   |
| <p>税務課長<br/>(久保田優治君)</p>     | <p>ただいまのまちづくり防災課長の答弁に補足いたしますけれども、うちで先ほど答弁した8割方に近い数字で収納できているということなんですけれども、それに入らないものとしては先ほどまちづくり防災課とも数字がリンクしていない部分があるというのは、相続放棄等している場合もあるし、空き家だという状況が税務課で把握されてない場合もその中には含まれておまして、大体収納率の状況を見まして8割方は収納できているという認識ではあるんですが、正確な数字には至っていないということを申し添えておきます。</p> <p>以上です。</p>   |
| 平野委員長<br>(委員席)               | <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>   |
| 平野委員長                        | <p>なしと認め、第1款から12款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第13款分担金及び負担金から第16款県支出金までの質疑を受けま</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>檜山 忠委員</p>                                     | <p>す。説明書12ページから22ページです。<br/>       質疑ございませんか。檜山委員。</p>  |
| <p>平野委員長</p>                                      | <p>檜山です。<br/>       20ページ16款県支出金ですけれども、2目の民生費県補助金についてなんですが、この中に区分として3の区分がありますけれども、その中で、老人クラブ補助金ということで108万9,000円ということがありますけれども、これは使い道はどのようになっていますか。</p>  |
| <p>平野委員長<br/>       介護福祉課長<br/>       (田中淳也君)</p> | <p>介護福祉課長。<br/>       それではお答えいたします。<br/>       まず県補助が、町の事業に対して3分の2の補助ということでお知らせをしておきます。どういう事業かといいますと、2通りありまして、連合会への補助というのがありまして、連合会の活動に対しての補助金が大体64万円に対して3分の2、それから単位会、単位の老人クラブ18クラブあります。その単位会の活動に対して約100万円に対しての3分の2の補助金を出しておりまして、それに対しての県補助ということになります。<br/>       以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p>                                      | <p>檜山委員。</p>  |
| <p>檜山 忠委員</p>                                     | <p>実はこれ単位老人クラブに対しても、この支出の中では後半に出てきますけれども、今コロナ禍において活動ができなくて、それでその予算的な配分になったやつを返納しなければならない状況、現実に前年度それで返納した経緯がありますけれども、その返納した場合にはその返納された金額はどこへ、県に返してやっているんですか。</p>   |
| <p>平野委員長<br/>       介護福祉課長<br/>       (田中淳也君)</p> | <p>介護福祉課長。<br/>       それではお答えします。<br/>       県には連合会の補助実績、単位会の補助実績を含めて実績報告をしております。使わない場合は使わない金額で実績報告をして、それに見合った額を補助していただいているということになります。<br/>       以上です。</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 平野委員長             | 檜山委員。  |
| 檜山 忠委員            | 返しているというのであれば、それはそれでちゃんとしたやり方をしているんだろうなと思いますけれども、ただこのコロナ禍における活動が制限されているということも加味して、やっぱり活動の区分的なその予算を次年度に回してあげるとかという事、それはできないものなんでしょうか。   |
| 平野委員長             | 介護福祉課長。  |
| 介護福祉課長<br>(田中淳也君) | お答えいたします。<br>補助金の性質上、使っていないものに出すというのはできないものと考えておりますので、やはり活動して対象経費に対して補助金を出すというのが正しいやり方ではないかと思っております。<br>以上です。  |
| 平野委員長             | ほかにございませんか。松林委員。   |
| 松林義光委員            | 14ページで聞きたいんだけど、町営住宅使用料滞納繰越分260万円余りにここに記載されていますけれども、これが全額ですか。滞納金額が260万円余りということなのか、まだこれ以上に滞納があるのか。<br>そしてもしあるとすれば、3月末でどのくらいの滞納金額になるのかお伺いします。   |
| 平野委員長             | 地域整備課長。  |
| 地域整備課長<br>(葉嶋泰幸君) | 滞納額についてお答えいたします。<br>当初予算の263万7,000円につきましては、滞納額全額ではございません。あくまでも、滞納額全体のうちこの分は取れるだろうということの見込額であります。滞納額全体としますと、おおよそですけれども約千二、三百万円ですね、それが滞納額全体の額になります。<br>3月末までの未納につきましては、我々としますと現年度分の調定額ありますけれども、それ以上取るということを目標にして、粘り強く滞納整理を行っております。今年度の3月末時点の見込額ですが、おおよそこの予算額と同じく250万円前後のところの徴収額ということで見込んでおります。 |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 平野委員長           | <p>以上になります。</p> <p>松林委員。</p>   |
| 松林義光委員          | <p>1,000万円余りあるということです。前々から、住宅の使用料の滞納が監査委員等々からも指摘されて、いろいろな問題を抱えていると思います。ただ、税の公平から考えると、これはあまり好ましくないと思います。</p> <p>地域整備課でも苦勞はしていると思います。でも、ただで入っているということは、やっぱり町民は納得しないと思います。これ、幾ら言っても地域整備課では「頑張っています」ということだと思えます。それは頑張っていると思えますけれども1,000万円余り、大きい金額です。</p> <p>監査委員にちょっと一つ聞きたいんですけども、どういうふうな指摘をしているのかお伺いいたします。</p>  |
| 平野委員長           | <p>柏崎監査委員。</p>   |
| 監査委員<br>(柏崎堅一君) | <p>監査の中で使用料の徴収状況を聴取しております。現在の滞納額が1,300万円ぐらいということですが、この中身を見ますと古いものの滞納分と、それから現在の毎月の使用料、こういう場合はどっちかといいますと、今発生している、毎月の分を優先して回収している。したがって、ずっと古いものがなかなか減らないということです。</p> <p>ですから、ただで入っているというわけではないけれども、現在のものは払っているけれども、古いものは現年分から徴収していきますので滞納していくという中身があります。</p> <p>それから、どっちかといいますと滞納している方たちの生活状況を見ますと、かといって一般のアパートに移れる余力がない人で、無理にやるとどこにも行けなくなる。ですから、様々個々の内容によって状況違いますけれども、最終やはり生活保護とかそういうことも考えていかなきゃなんない状況があるんじゃないのかなと思います。</p> <p>ですから、中身はそういう状況です。古いものが残っていて現年分を徴収している。そして住んでいるという状況だと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長           | <p>松林委員。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| 松林義光委員         | <p>分かりました。</p> <p>地域整備課、税の公平等を考えて、ぜひ努力をしてもらいたいとお願いします。</p> <p>答弁はいいです。</p>   |
| 平野委員長<br>(委員席) | <p>ほかにございせんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>   |
| 平野委員長          | <p>なしと認め、第13款から第16款までの質疑を終わります。</p>  |
| 平野委員長          | <p>次に、第17款財産収入から第22款町債までの質疑を受けます。説明書23ページから31ページです。</p> <p>質疑ございせんか。西館委員。</p>  |
| 西館芳信委員         | <p>西館です。2点お願いします。</p> <p>まず第1点が、30ページの雑収入21款ですね。この中で、ずっと真ん中頃に「行旅死亡等埋葬と火葬の費用」となっているわけですが、この「等」というのは大体想像がつきますけれども、この「行旅」は「行旅人」、行き交う人でしょうけれども、この「等」はほかに何が入りますか。そして、この埋葬・火葬をするのはどんなケース、どんな基準でもって考えていますか。文句なくしなきゃならないのもあるでしょうけれども、迷うこともあるかと思えます。そのとき、町でやらなきゃならないという判断基準みたいなものがあるのかなのか分からないけれども、実務上はどうしていますかということです。</p> <p>それから、大体もしやるとすれば平均的にどれぐらいかかってますかということもお聞きしたいです。そして、毎年普通はどれぐらいの件数になるのかなということもお願いいたします。それが1点目。</p> <p>それから2点目は、次のページ31ページの1番上、町債のところの百石漁港の機能保全事業債ということなわけですが、この機能保全は現況と照らし合わせてこれを、事業として起こさなければならないというのは何でという必要性ですね、どこのどういう機能なんだというふうなことを説明していただきたい。</p> <p>それから、その下に「百石漁港の陸こうゲート云々」ってありますけど、私はこれはもうとっくに終わっていたのかなと。リモート化するというところでしよう、これ。明日で3.11の大震災から12年目ですよね、それがとっくに終わっていたかと思っていたのが、今のこのこと出てくると非常に驚きを禁じ得ない。何でこうなんだと。これは国が軽視したのか、それともうちで怠けてこういう手</p> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>介護福祉課長<br/>(田中淳也君)</p> | <p>続をしていなかったのか、できなかったのかという気持ちにさえなってきます。そのところを、ちょこっと説明していただければというふうに思います。</p> <p>それでは行旅死亡人等埋火葬費ということで、お答えをしたいと思います。</p> <p>まず行旅病人というのは、素性が分からない方については市町村が埋火葬することになっております。先ほどの「等」というところですけども、「埋葬とか火葬を行う者がいない、または判明しない場合」というところが「等」になりまして、そういう方があれば、町で埋火葬をしております。</p> <p>それから、平均幾らぐらいということですけども、亡くなってから火葬をするまでの間の日数にもよるのでまちまちなんですけれども、すぐ火葬ができる場合であると、十一、二万円ぐらい。数日だったりすると保管料とかも入ってきますので、20万円近くかかる場合もあります。そのほかに死亡診断書料等もかかります。</p> <p>それから、年間の件数ということですけども、これまで大体年間1件・2件という感じでありましたけれども、今年度におきましては6件ということで、増えています。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p>              | <p>農林水産課長。</p>  |
| <p>農林水産課長<br/>(三村俊介君)</p> | <p>それでは、31ページ目の百石漁港の関係の2つの事業債についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、上の漁港機能保全事業債のところですけども、機能保全となっておりますがこの「保全」というのは漁港内の要は漁業者が船の出入りに際してしゅんせつをして、航路を3メートル確保するということの等の事業でありまして、「保全」とついているのは国の事業を活用している都合上、そういう名称になっているということで、実質的には漁港の入り口の部分から泊地の部分までの3メートルしゅんせつの事業ということになります。</p> <p>下の漁港の陸こうゲート遠隔化事業債について、この陸こうゲート遠隔化がなぜ今なのかというお話がありました。現状でも陸こうゲートにつきましては漁港の海側と反対の地域を守るということで、「津波注意報以上が出た」場合は閉鎖するという対応をしております。ただ、閉鎖するに当たっても職員が現地に行って操作しなければならないということで、現地に行くまでの時間プラス電動で閉鎖するにしても2分ぐらいかかります。</p> <p>さらに、停電した場合であれば30分程度かかるということで、例えば津波が</p>        |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>来た場合に職員がそちらに向かって行って閉めるということに対しては非常に危険が伴うということもありまして、今回遠隔操作化ということで現場に行かなくても例えば操作場所、まだ決まってませんが消防署とかそういった場所に設置した場合は、そこに行って遠隔操作・リモートによって陸こうゲートを閉鎖するというので、職員もそうですし、あと津波があった場合の漁港の海と反対側の地域の人たちを守ろうということで、今回実施するものであります。</p> <p>これは県営事業ということで、県の事業で行います。事業費につきましては3,800万円、一部町負担額10分の1ということになっております。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長             | 西館委員。   |
| 西館芳信委員            | <p>3番西館です。</p> <p>行旅死亡人については分かりました。ありがとうございました。</p> <p>三村課長、3メートルしゅんせつするという事なんだけれど、これは長さですか、それとも「喫水」というんですか何というんですか、この深さ3メートルの話ですかね。多分こっちだと思っただけでも、何か毎年でもないけれども定期的に今まで1,000万ぐらいの予算をかけてずっとやってきましたよね、それとは別ですか。今まではこういう名称でもって予算計上されていなかった気がしたんですけども、それと同じだかどうなのかということを開かせてください。</p> <p>それから、この陸こうゲートについては私の聞き違いかもしれないけれど、消防団の人がやるにしても関係者の人がやるにしても、浜さ向かわせるのは危険だということで、とっくにもう実施になったと思っていたんですけども、そうじゃなくて今これをやると。過去においては、そんなに論議されなかったということだと。今実際それをやろうというのは、急速に高まったと思っていいんですか。そこ、もうとっくに終わったと思っているし、何でこんなに時間がかかるのか、今までというふうなところを説明してください。</p> |
| 平野委員長             | 農林水産課長。   |
| 農林水産課長<br>(三村俊介君) | <p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>まず、最初のしゅんせつに関しては、これ予算計上は毎年度ほぼ予算計上しております。県営事業ということで、これにつきましては砂がやっぱり波の状況によって漁港の入り口の部分に1,000リューベとか、港内も含めると5,000リューベぐらい毎年どうしても堆積していくという状況があります。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>そういった意味で、漁業者が出入りする際に3メートル確保しないと入り口の部分は非常に入るのにも出るのにも波が高くて危険だということがあります。実際にあそこの南防波堤の部分も、防波堤もかなり古くなってきてますし、もともとの波の高さが当時の想定だということ、今例えば低気圧とかいろいろ台風とか様々なものがあって、起因してそういった想定もかなり上がってきているということで、しゅんせつについては毎年度やらなければならないということで、これにつきましては毎年度予算計上して、毎年度県事業として実施しているというものであります。</p> <p>次の陸こうゲートのところですが、整備については以前から既にもう陸こうゲート自体はあるんですけども、東日本大震災の際は操作盤が下にたしかあって、それを震災があつてから上に上げて波をかぶらないようにということで、そういう整備をしたかと思っております。</p> <p>今のやつは、それを遠隔操作化ですので外部からでも閉めれる形で、そういう仕組みにしようという事業でございまして、陸こうゲート自体は現在もあるんですけどもその遠隔操作、遠方から操作する意味な仕組みにするということでございます。以上です。</p> |
| 平野委員長  | 西館委員。  |
| 西館芳信委員 | <p>西館です。</p> <p>遠隔操作については、もうそのときやったのかと私思っていましたけれど、理解いたしました。</p> <p>1つだけ、しゅんせつを毎年やってるということなんですけど、数年前奥入瀬川から流れてくる砂が原因でもって、あそこに常に堆積するんだということを県で分析して、それが川から入らないようにやりました。それ以降、ある程度収まっているのかなと私なんか思ってたんですが、そうじゃなくて毎年継続しているということで、じゃあ、あのとき結構なお金をかけてやったもちろん県の事業でしょうけれども、あれは何の役にも立たなかったと。ミスったのかなという捉え方でいいのかな。結構お金も使ったし、その当時は「鳴り物入り」と言えば何だけれども、私はそういう解釈した事業だったというふうに思ってますよ。</p> <p>反省というか、反省ではないでしょうけれども評価とかね、あの事業についてどう思ってますか。</p>  |
| 平野委員長  | 農林水産課長。  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>農林水産課長<br/>(三村俊介君)</p> | <p>その事業の内容については、ちょっと私も詳しいところは把握をしてない部分があります。ただ言えるのは、確かにおっしゃるとおりそういった対策をすれば奥入瀬川の波というか、奥入瀬川からの砂の流入を抑えられるということもあったかと思いますが、実際それを整備してもその後の例えば海流もそうですし、あとその波の想定も全然、当時の想定と今の想定とやっぱり変わってきている部分もあるのかなということで、やっぱりそういった漁港整備については一旦整備して終わりではなくて、これからも例えば災害があつて想定が変わったとか、あとどういった状況があるか分かりませんが、自然状況によっていろいろな検証の結果が変わってきたということがあれば、また改めて検証結果を反映させた整備をしなければならないのかなと考えているところです。</p>                 |
| <p>平野委員長</p>              | <p>副町長。</p>  |
| <p>副町長<br/>(小向仁生君)</p>    | <p>西館委員の質問に対して、過去の経過がどうだったのかということでちょっとお話ししたいと思います。</p> <p>5年にわたって2期、2回にわたって5年で漁港の整備をいたしました。その際に、機能保全ということでもう既に議員おっしゃるとおり、奥入瀬川の砂がたまるとか明神川の砂がたまるかということもありましたし、またそれと併せて海から入ってくる砂、打ち寄せる砂等もたまっていくということで機能保全というのを毎年実施していたと思っております。</p> <p>その対策として、漁港の防波堤を延伸させるという工事を2期にわたって行ってきたんですけれども、やはり海からの砂がいまだに堆積するというところなので、漁港整備も併せてこれからもまた検討していかなきゃないということで、今県と協議を進めているという状況です。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p>              | <p>ほかにごいませんか。吉村委員。</p>   |
| <p>吉村敏文委員</p>             | <p>1点だけ。23ページ17款、大丈夫ですよ。</p> <p>23ページ財産収入のところなんです、1項1目2節のところの光ファイバーケーブル貸付収入とあるんですが、この部分の場所。あとこれは何年、多分これ今年だけじゃなくて何年も続いていると思うんですが、トータルで何年ぐらいでどのぐらいの収入があるのかについて教えてください。</p>   |
| <p>平野委員長</p>              | <p>政策推進課長。</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>政策推進課長<br/>(柏崎勝徳君)</p> | <p>それでは、23ページの光ファイバーケーブル貸付収入についてお答えをいたします。</p> <p>こちらのケーブルの貸付けにつきましては、町が平成22年度に国の補助金の交付を受けまして、町で整備した光ファイバーケーブルでございます。これについて平成22年の11月にNTT東日本と賃貸借の契約をいたしまして、それ以降ずっと貸付けをし、その分の収入をいただいているということになります。</p> <p>こちらの金額251万4,000円につきましては、同額を逆にまたNTT東日本に対して保守管理の委託料という形で同額を支払いをしておりますので、NTT東日本から貸付料として入ってきた金額を、そのまま委託料という形でまたNTT東日本にお支払いをしているということになりますので、この分の貸付収入で町として財源として確保している部分というのはこれまでないということになります。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p>              | <p>吉村委員。</p>  |
| <p>吉村敏文委員</p>             | <p>光ファイバーケーブル、これ加入者のこともあると思うんですが、この加入者そのものも変更はないわけですか。最初開設した当初と今と、同じ使用者というか使用する人が増えていないということによろしいのでしょうか。</p>  |
| <p>平野委員長</p>              | <p>政策推進課長。</p>  |
| <p>政策推進課長<br/>(柏崎勝徳君)</p> | <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>多分光ファイバーを使ったそれぞれのご家庭が、インターネットとかに接続するためにケーブルを活用している加入者の人数はということのご質問かなと承りましたが、整備した当時に比べればそういうインターネットを利用する方というのは増えてきていると思いますので、加入者そのものは増えているのではないかなと思っておりますが、それについてはNTT東日本で加入者と個別に契約をしているということですので、実数どの程度増えているとかっていうことについてはちょっとこちらでは把握をしております。</p> <p>以上です。</p>  |
| <p>平野委員長</p>              | <p>吉村委員。</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 吉村敏文委員            | これは、私の記憶が違えばあれなんです、場所なんです。二川目交換場、二川目ブロックの交換場で、場所はそこで工事をしたわけなんです。そこだけ、ちょっと確認したいと思います。  |
| 平野委員長             | 政策推進課長。   |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | お答えをいたします。<br>工事そのものが平成22年度ということでございまして、ちょっと今手元に資料がございませんので、大変申し訳ございませんが後ほどお答えをさせていただければと思います。申し訳ございません。  |
| 平野委員長             | ほかに質疑ございませんか。田中委員。  |
| 田中正一委員            | 28ページの21款諸収入のところなんですけれども、原子力発電施設等周辺地域交付金500万円弱入ってるんですけれども、これは毎年入るものなんですか。その辺のところを教えてください。   |
| 平野委員長             | 総務課長。   |
| 総務課長<br>(西舘道幸君)   | では、田中委員の質問にお答えいたします。<br>この原子力給付金ですけれども、毎年入るものです。皆様のご家庭にも10月頃に、電気料金の一月分にはいかないと思いますけれども給付金という形で利用者の方に入っているもので、町も利用者の一つになってますので、町で使った電気の利用料に応じてこのぐらいの額が毎年入ってきているものでございます。<br>以上です。 |
| 平野委員長             | 田中委員。   |
| 田中正一委員            | 500万円入っているんですけれども、これ毎年積立しているんですか、それとも各使わなければならない科目によって、これを払下げて使ってるのかどうか、お聞きしたいと思います。  |
| 平野委員長             | 総務課長。   |
| 総務課長              | 特にこれを特定して使ってるわけじゃなくて、一般財源としてそのまま収入と   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| (西舘道幸君)           | して入れて、一般財源として使っているという形になります。   |
| 平野委員長             | 田中委員。  |
| 田中正一委員            | 私何でこれを聞いたかといいますと、過去にもプールをつくる時原燃の交付金がある、それはそれで分かっていたんですけども、原燃からも協力をいただけるというあれで我々プールに賛成した経過があるんですよ。<br>ですから、ためないものはですね少しでもためて使う。何か困ったときにも使っていただくようにしたほうが私はいいいんじゃないかなと思います。私の言っているの間違ってれば、これは訂正しますけれども。<br>その辺のところをひとつお願いします。   |
| 平野委員長             | 政策推進課長。  |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | 今、田中委員からご質問のありましたプールを整備したときの財源ということで、原子力の施設の交付金ということでご質問いただきましたが、これにつきましては予算書の20ページ県補助金のところの16款2項1目総務費県補助金の1節の企画費補助金の中の下から2つ目、県核燃料物質等取扱税交付金というものを活用して整備をしたところでございます。<br>今年度につきましても、1億2,309万円予算計上しておりますが、これにつきましては公共施設の整備とかあるいは維持管理等に活用するというところで、今年度も予定をしているところでございます。<br>以上です。 |
| 平野委員長<br>(委員席)    | ほかに質疑ございませんか。<br><div style="text-align: right;">**なしの声**</div>  |
| 平野委員長             | なしと認め、第17款から第22款までの質疑を終わります。<br>以上で、歳入の質疑を終わります。   |
| 平野委員長             | 昼食のため、13時40分まで休憩します。   |
| 平野委員長             | (休憩 午後 0時04分)<br>休憩前に引き続き会議を開きます。<br>(再開 午後 1時40分)   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 平野委員長             | <p>なお、病院事務長はコロナ感染症の拡大に伴い、本日午後から欠席の申入れがありましたのでご報告いたします。</p> <p>ここで、政策推進課長より吉村敏文委員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。政策推進課長。</p>  |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | <p>それでは委員長のお許しをいただき、先ほどの一般会計歳入予算にて吉村委員からの質問に対し答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。</p> <p>二川目地区の光ファイバーケーブルの整備エリアについてであります。甲洋小学校付近から国道338号沿いに三沢市との境までとなっております。また、セブンイレブン二川目店付近から豊栄地区まで伸びていております。</p> <p>その場で答弁することができず、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>  |
| 平野委員長             | <p>次に、歳出について質疑を受けます。第1款議会費から第2款総務費までの質疑を受けます。説明書33ページから58ページです。</p> <p>質疑ございませんか。榎山委員。</p>   |
| 榎山 忠委員            | <p>ちょっと、二、三点お聞きします。</p> <p>43ページ総務費の企画費の区分12委託料です。デマンド交通のことについてなんですけれども、ちょっとお聞きいたしたいと思います。</p> <p>この政策は大変有意義な交通体制となるということで町民の利便性も増して、特に高齢者には大変期待されていますけれども、この金額が3,200万円になっていますけれども、想定として大体何人ぐらいを想定してこの金額を出しているのか、それをまず1つ聞きたいと思います。</p> <p>それから、45ページの総務費の2項企画費なんです。この区分13使用料のところLED街灯借上料1,394万5,000円ということで、これは毎年毎年いつまでこれ払い続けるものなんでしょうか。それをちょっとお聞きしておきたいと思います。</p> <p>それから、もう一つあったと思うんですけれども、54ページの総務で戸籍住民登録費の関係で、区分が12委託料となっておりますけれども、これコンビニ等に委託するということになってますけれども、大変町民にとっては便利になると思いますけれども、これもまた皆さん大いに利用してもらえれば良いと思いますけれども、やはりこの金額を算出したのはどれぐらいの利用があると見込んだ金額になってるんでしょうか。それをちょっと教えていただきたい。</p> <p>この3点。</p> |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 平野委員長                | 政策推進課長。  |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君)    | <p>それでは、楢山委員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、43ページのデマンド交通運行業務委託料についてでございますが、何人の利用を想定したのかというご質問でございます。これまで現在運行している町民バスの年間利用者から見込みをはじき出しまして、年間2万5,000人ということで利用者の見込みを立てているところでございます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長                | まちづくり防災課長。   |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | <p>LED街路灯借上料のリースの終わりでありますが、令和9年1月末までということになってございます。</p> <p>以上です。</p>   |
| 平野委員長                | 町民課長。  |
| 町民課長<br>(澤頭則光君)      | <p>54ページのコンビニ交付システム構築業務委託料についてお答えいたします。</p> <p>まず最初にちょっと申し上げたいのが、費用4,884万円に対してどのくらいの人数を見込んでるかという形でこの費用がっていう話になっているんですけども、利用人数からだとちょっとこの費用がリンクしないことをまず最初に申し上げたいと思います。あくまでこちらのコンビニ交付システムの構築委託料というのは、そのコンビニの交付するシステムを立ち上げるだけの、システムのハード関係等を含めた部分だけの構築委託料であるというのを、ちょっとご理解いただきたいなと思います。</p> <p>どのくらい利用人数を見込んでるかということになるんですけども、今現在把握は、そこは今想定はまだしておりません。</p> <p>コンビニ交付については、まずマイナンバーカードを取得していただく必要がございます。マイナンバーカードを取得していただいた方がコンビニ交付を使えるという形になりますので、今現在大体9,000人ほどマイナンバーカードの交付がございます。なので、その方々の一応利用を可能にするように準備を進めているという形になります。</p> <p>以上になります。</p> |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 平野委員長                   | <p>檜山委員。</p>   |
| 檜山 忠委員                  | <p>デマンドについては2万5,000人ということですので、大いに利用してもらえればこの間の冬のときにも、やはり家まで迎えに来てくれるということについては、みんな大変お年寄りの人にとってはありがたいことということで、「大いに利用したい」という声を聞きましたので、もっと増えるのかもしれませんが、分かりました。</p> <p>LEDの街灯については令和9年、これ何年計画でやったものなんだろう、これ。令和9年ということは、十五、六年計画なんですかね。まだまだ先だということですね。分かりました。</p> <p>それから、コンビニ交付のシステムの関係は、これ設備投資っていうことになるんだろうなと思いますけれども、これを大いに利用してもらうためには、まずは利用の仕方の説明をもう一度町民にしっかりお知らせする必要があるんじゃないかなと思いますので、それらをしっかりやっていただきたいということをお願いして、終わります。</p> <p>あと、質問はいいです。</p> |
| 平野委員長                   | <p>ほかにごいませんか。佐々木委員。</p>  |
| 佐々木 勝委員                 | <p>佐々木です。</p> <p>私からは、55ページ2款5項選挙費なんですけど、この中の明るい選挙推進運動協力者等報酬金ということがありますが、こういった内容前からあったと思うんですけど、どういった方がなって、あと選考基準ですね。どういった方がなるのかということと、どういう内容の運動をやっているのか。あと人数ですね、そういうものを教えていただければと思いますが。</p>  |
| 平野委員長                   | <p>総務課長。</p>   |
| <p>総務課長<br/>(西館道幸君)</p> | <p>明るい選挙推進協議会委員のことでご質問がございました。</p> <p>委員の皆さんにつきましては、現在15名の方に活動していただいております。この活動につきましては、投票率の向上施策としての選挙の啓発を行うということで、これまでですと秋祭り等で啓発物品等を配布したりとか、そういう活動をしておったりしていました。また出前講座でありますとか、そういうことで小中学校等に資料を配ったりということと、あとは選挙年齢が18歳以上からということになりましたので、その啓発活動等も行っているところであります。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>平野委員長</p>                                  | <p>特に選考基準というものはなくて、町内の方から応募をいただいて、その方々<br/>         をお願いしているという形になりますので、特に選考に当たってどういう方とい<br/>         うものは決まっていはいないんですが、委員の任期につきましては2年間という任<br/>         期で行っているところでありませう。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p> <p>佐々木委員。</p>  |
| <p>佐々木 勝委員</p>                                | <p>15人、結構多い人数だと思ふんです、報酬は別としてですね。そうすると<br/>         投票率向上ということなんです、完全に役立ってないなという感じが受けられ<br/>         ますね。行事ごとにチラシを配ったりということなんです、時期があると思ふ<br/>         んですよ。全くこれが3年間・4年間ない場合に配っても意味がないと。忘れて<br/>         いるという方もいると思ふんですが。</p> <p>それと、18歳以上の方の出前講座、これは各地域にも例えば選挙前の年とか<br/>         に地域を回って説明して歩く。昨日もあつたように「こういう場合はこういう方<br/>         法がありますよ」とか、そういった部分でやっぱり分からない部分を教えるとい<br/>         うのが明るい選挙運動の向上につながるのではないかなと思ふます。やっぱり<br/>         「何で」「何で」ということで、みんなクエスチョンマークのまま選挙が終わり<br/>         てしまうのは、これじゃ「もう次は行かないわ」という逆効果の症状が今回出た<br/>         と思ふます。その辺、今後取組方として考える予定はありませうか。お願いしま<br/>         す。</p> |
| <p>平野委員長</p> <p>総務課長<br/>         (西館道幸君)</p> | <p>総務課長。</p> <p>確かに、各イベント等で啓発物品等の配布とか、今までですと成人式とかのと<br/>         きに模擬投票とかというものは、これは二十歳の時の話になってしまうのであ<br/>         れなんですけれども、そういうことも実際にはやられていたかと思ふます。</p> <p>ただ、イベント等が実際今のところなくなって、活動自体がこの2年間実はで<br/>         きていないというのが実情でありまして、今後その活動内容につきましては委員<br/>         の皆さんから意見を聞きながら、進めていかなければならないなとは思つていま<br/>         す。</p> <p>あとは、18歳以上の方への啓発の部分につきましても、一応18歳になつた<br/>         方には選挙管理委員会から個別にはがきによる通知を行つております、対象にな<br/>         った方に。それをもとに、「18歳になって選挙権が出ましたので、ぜひ投票を<br/>         してください」みたいな形のはがきによる啓発活動はこれまでも実施してきてお</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 平野委員長             | <p>りますので、それと併せた形で18歳の方にもぜひたくさんの方に投票していただく活動を、今後推進の委員の皆さんと考えながら進めていければと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>佐々木委員。</p>  |
| 佐々木 勝委員           | <p>ぜひ、その辺を進めていっていただきたいなと思いますし、その年には広報なんかにもそういったものを、昨日の話を機に案内する、「こういう場合はこうなりますよ」「こういう場合こうなりますよ」という感じで、安心して選挙ができる、投票ができるっていう構築を今後先、早ければ来年のものもありますから、今後そういったことを広報なんかに掲載するよう要望して、終わります。</p>  |
| 平野委員長             | <p>ほかにごいませんか。沼端委員。</p>   |
| 沼端 務委員            | <p>沼端です。</p> <p>43ページ、今デマンド交通のことが出ましたので、ちょっと確認です。3,265万円というのは、委託料の中で、この額というのはさっき課長さん説明の中で利用者2万人だか2万5,000人と言った中での利用料、たしか1人で500円、複数で300円という取決めがあったと思います。その額を差し引いた額かという確認と、さらに要するに今積算の人数が増えればこの委託の額も変わるのかなという確認です。</p> <p>それともう1つ、その上の町民バス運行業務委託料1,300万円、これの、たしか今までやっていた路線バスの1線を残すっていう記憶だったと思います。その始発と終点、「どの路線のどこ」「何線」と言わないで、どこからどこという、ちょっと具体的に教えてください。</p> |
| 平野委員長             | <p>政策推進課長。</p>   |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | <p>沼端委員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、43ページのデマンド交通運行業務委託料の金額についてでございますけれども、こちらにつきましては昨年公募型プロポーザル方式を実施いたしまして、三八五交通株式会社と運行の経費というのを契約しております。</p> <p>これから、ご指摘のように利用者2万5,000人掛ける1人当たり300円</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>ということで利用料をですね平均して見込んでおまして、750万円の運賃収入があるだろうということで想定をいたしまして、委託料として支払う額として3,226万5,000円ということで予算として計上しているものでございます。ご指摘のように、利用者が増えれば事業者を支払う委託料というのはどんどん減っていくということになりますので、どんどん利用していただければなというふうには思っております。</p> <p>それから、もう1つの町民バスの委託料のことですけれども、今回の広報に折り込みでガイドブックというカラーのこんな冊子をお配りさせていただいておりましたが、この路線につきましては、出発点が向山駅になります。向山駅からどんどんどん三沢に向かって、北部に向かって進んでいきまして、住吉のあたりからまた南下をしてみります。緑ヶ丘・木ノ下を通過して、豊栄を通過して、百石の本町に行きまして百石高校とかに向かうというルートになっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長             | 沼端委員。   |
| 沼端 務委員            | <p>沼端です。</p> <p>路線バスは、学生さんだったり朝夕の通勤に利用した形で「そこは残したよ」ということで理解します。</p> <p>デマンドです。たしか今年になってからかな、デマンドに関して「登録してください」という何か広報で見た記憶があるんですが、その状況っていうのは登録してる人が今現在どういう状況で、やっぱり注目度というのがあるかないかでその多さが数で大体分かるのかなという部分と、登録したらしたなりのメリットがあるのか、そこら辺を確認します。</p>  |
| 平野委員長             | 政策推進課長。   |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | <p>それではお答えをいたします。</p> <p>ご指摘の事前の登録につきましては、前提といたしましてその登録をしていないと利用できないということではなくて、逆に登録するに当たってお名前とか、あるいはご自宅の住所、それから電話番号というのをお知らせさせていただいておりますが、それを事前にパソコンに登録しておけば、電話をかけたその電話番号を読み取って、もう住所即そのどなたが、どこの住所のところに迎えに来てほしいというのが分かるということで、事前に電話番号を登録しておいていただければ</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 平野委員長             | <p>ば、その電話番号から即座に検索をかけてそこにお迎えに行くという仕組みで、事前登録をしていただくことによって煩わしい住所を言ってくださいとか、そういう手間が省けるといところがメリットとなっております。</p> <p>以上です。</p> <p>件数につきましては、ちょっと今数字を把握してないんですけども、毎日のように申込みの紙が来ておりますので、それなりに反響というか登録件数はあると思っております。</p>  |
| 沼端 務委員            | <p>沼端委員。</p> <p>登録数はいいです。後刻も要りません。そういうふうに注目度があつて、毎日のように問合せがあるっていう部分で理解します。要するに、例えば登録という意味では、通常週に1回とか月に1回病院通院しなきゃいけないとかっていうそういう方々が、例えば定期的に「いつ」という登録もありだったのかなということもあったので、そこはないということで理解しました。分かりました、いいです。答弁は要りません。</p>  |
| 平野委員長             | <p>ほかに質疑ございませんか。馬場委員。</p>   |
| 馬場正治委員            | <p>3番、馬場正治です。</p> <p>44ページ2款総務費2項企画費の中の21節ふるさと応援基金積立金1,800万2,000円となっておりますけれども、過去どういうふうに推移しているのかちょっと参考までに知りたいので、資料がもしあれば過去5年間の推移をお知らせいただきたいんですけども。</p>   |
| 平野委員長             | <p>政策推進課長。</p>  |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | <p>それでは、ふるさと応援基金の積立金の状況についてご説明いたします。今手元にあるのが30年度からの状況なんでございますが、平成30年度につきましては1,359万6,000円。令和元年度につきましては2,154万4,000円。令和2年度に関しましては1,327万8,000円が決算額となっております。令和3年度に関しましては、見込みでございますので、予算ベースでございますが、2,165万7,000円を見込んでおります。令和4年度につきましては、こちらの予算のとおり1,800万2,000円を見込んでおります。</p> <p>以上です。</p> |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 馬場正治委員                       | <p>そうしますと、平成30年から少しずつ増えてきていますよね。それに対して1,800万という低い数字を見込んだ理由は何でしょうか、教えてください。</p>   |
| 平野委員長                        | <p>政策推進課長。</p>   |
| <p>政策推進課長<br/>(柏崎勝徳君)</p>    | <p>それではお答えをいたします。</p> <p>ご指摘のとおり、平成30年度からどんどん右肩上がりに増えてきている状況でございますけれども、実は今年度につきましては、もしかすればコロナの影響なのかもしれませんが、寄附金額が下がる見込みを立てております。令和4年度につきましても、やはりそのコロナ禍の影響というのはあるのではないかなというところも踏まえまして、ちょっと予算割れしないように固めにと申しますか、少なめに予算計上しているところでございます。</p> <p>結果的に寄附金額が増えた場合には、当然補正にてまた積立ての予算措置をするということになりますので、ご理解いただければと思います。</p> |
| 平野委員長                        | <p>ほかに質疑ございませんか。西館委員。</p>  |
| 西館芳信委員                       | <p>13番西館です。1点だけお願いします。</p> <p>45ページの企画費の中、そして14節工事請負費ということで、一川目地区生活会館の外壁等塗装ということで、4,500万円ほど計上されておりますが、地区住民の1人として感謝申し上げるものでございますが、この一川目地区生活会館ということについては、あそこ二つ古いものと新しいものと並んでるわけですが、これは古いほうということでよろしいですね。まずそこを確認したいです。</p>  |
| 平野委員長                        | <p>まちづくり防災課長。</p>  |
| <p>まちづくり防災課長<br/>(成田光寿君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>町で所有している施設になりますので、一川目地区の生活会館、古いほうになります。それから金額も451万3,000円であります。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長                        | <p>西館委員。</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 西館芳信委員               | <p>これは、町内会の要望もありますか。そして、あそこの予算は防衛庁ということでかつて造られて、そしてこの前も深沢の関係で触れたんですが耐用年数ありますよね。そして耐用年数、あと何年残って、今の使用の状況、頻度とかそういう使用の実態をどういうふうに捉えていますか。</p> <p>私は地区住民の1人としてうれしいことなんだけれども、あそこが果たして住民があそこを使いたいということでそれなりにリクエストがあって、それを満たす使われ方をされているかということ、果たしてそうなのかなと。十分コミュニティー施設で間に合ってみんなやっていると。あと、この耐用年数が何年残っているか分からないけれども、恐らく5年か何ぼじゃないですか。それさ今450万円かけてやらなきゃならないのかなと思って、私なりに疑問を感じるんですよ。</p> <p>ですから、耐用年数だとか使用頻度の実態をどういうふうに捉えているか、お願いいたします。</p>   |
| 平野委員長                | まちづくり防災課長。  |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | <p>お答えいたします。</p> <p>一川目地区生活会館に限ったことではないんですが、町で所有している集会施設は全部で18施設あります。これらを年次計画的に修繕、長寿命化しようということで修繕計画を持っているものであります。塗装につきましては大体15年経過をめどに、大規模修繕については木造であれば40年経過をめどにということで、年次的にやっているものであります。</p> <p>今年度、公共施設のマネジメント委員会の中でそういったものを検討いたしまして、来年度以降1年度の中で大体2つの施設ぐらいずつやっっていこうということで、来年度該当になったものが今回当初予算に計上しているとおり一川目地区生活会館と本町北地区のコミュニティーセンター、この2つが該当したというものであります。</p> <p>地元の要望等々は、特にこちらでは加味してございません。あくまでも町が所有している施設を対象に老朽具合とか経過年数を見ながら、年次的にやっっていくというものであります。</p> <p>それから耐用年数のところではありますが、防衛省の補助金で建てたものでありますので60年ということで、令和17年まで使用できるということになってございます。ただ実態としては、かなり老朽化が進んでいるというものであります。その処分制限期間の中で幾らでも活用できるように、長寿命化する方策を取っているものであります。</p> <p>以上です。</p> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平野委員長                | 西館委員。   |
| 西館芳信委員               | <p>今、ひとつ使用実態ということについては触れてもらえなかったんだけどね、使用実態を見て、そしてあそこをたまに通っていつもひんやりとした状況で、本当に頻度は多くないです。</p> <p>年次計画があるからということ、そのとおりにやっていくということでは、何か昨日の質問でのやり取りでも事業実施については選択と集中が必要だということで、1億1,000万円なりをカバーするためにはそういうものが必要だという話でしたけれども、まさしくそのとおりであって、地元の住民が見てここを550万円かけてやるべきものかなと。それでも、それなりに使われているということであれば納得できるけれども、ちゃんと立派なものがあって自分たちの金出して、金出しているのは自分たちだけじゃないだろうけれどもちゃんとしたものがある、消防法だから耐用年数の関係だがどうしても残さなきゃならないから残したというものさ金かけるのは、しかも似たものが18もあるというんでしょう、今の話だと。これはちょっと、改める必要があるんじゃないかな。</p> <p>いいか悪いかじゃなくて、考える余地が十分にあるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。副町長でも町長でも。</p> |
| 平野委員長                | まちづくり防災課長。  |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | <p>お答えいたします。今当課で動きを取っているものがありますので、参考までにお知らせしたいと思います。</p> <p>西館委員おっしゃることもごもっともなものでございまして、町で所有している集会施設先ほど18ぐらいあるという話をいたしました。そのほかに、町の町内会で言いますと五十幾つありますが、集会施設の所有形態が様々異なっております。先ほど18施設あったのは、町が建てて土地も町のものであります。それを、集会施設という形で町内会に使っていただいています。</p> <p>その一方で、今回の当初予算にも上がっておりますが、間木町内会のようにご自分たちで財団法人の助成金をもらったり、あとは町補助金を活用してご自分で建てている町内会もございまして。</p> <p>そういう二極化している形がありますので、現在当課ではそれらのところをちょっと調整しようということで、各町内会と意見交換する形も進めているところであります。</p> <p>確かに防衛補助等で造った生活会館等、かなり老朽化が進んでおります。それ</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>から、鉄筋コンクリート等で造ったものもあります。耐用年数も大分近づいてきておりますので、将来的にいずれ取壊ししなきゃいけない時期がやってくると思います。そういったときに、先ほど間木町内会の事例も言いましたが、町で今後ずっと集会施設を建て替えるかという、そういうわけにはいかないと思っておりますので、できるのであれば町内会で集会施設を持つ形で考えているところであります。</p> <p>ただ、すぐ移行できるかという、集会施設を建てる際にはそれなりの自己資金が必要になりますので、今のうちから将来に向けた準備等をしていただく形で各町内会と意見交換をしていきたいということで、一川目地区生活会館もその一つに入っているところであります。</p> <p>参考まで、今の動きをお知らせいたします。以上です。</p>   |
| 平野委員長          | 副町長。   |
| 副町長<br>(小向仁生君) | <p>今課長が述べたものに対して、さらにつけ加えて答弁させていただきます。</p> <p>公共施設マネジメント委員会のトップとして、あらゆる公共施設のマネジメントを今進めているところなんですけれども、確かに委員おっしゃるとおり一川目については自前の建物が1つ存在していると。そして、ペンキを塗りかえようとする施設もまたあるということで、その施設に関しては先ほど耐用年数がまだまだ十分あるということなんで、それを生かすというのは一つの方策かなと思いますし、また現在一川目町内会で建てた建物には調理室がないということで、調理をするためにはやっぱり公共施設、町が建てたほうに来て煮炊きするなりしていかなくないということでもありますので、そういう意味では、今委員から提案あったようにもう一度見直しということであれば、その400万円云々という金額に関して町内会ともいま一度ちょっとお話をしてみたいなというふうに思います。</p> <p>調理室が必ずしも必要なものか、必要であれば450万円という範囲内で隣に調理室を建てられるものなのか、それらをちょっといろいろと総合的に判断していきたいと思っておりますので、金額的なものをそのまま残すという意味では、この項目をこのままお認めいただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長          | 松林委員。  |
| 松林義光委員         | <p>質問する気はなかったんですけども、今西館委員の質問と課長のやり取りを聞いておまして、物すごく違和感を感じている1人であります。</p>   |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>町内会が要望していない、老朽化している、一川目町内会がほとんど利用していないという話ですけども、これはこの1年間何回ぐらい利用しているんですか、課長。</p>   |
| 平野委員長                | まちづくり防災課長。   |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | <p>お答えいたします。<br/>大変申し訳ないんですが、町内会でのこの生活会館の利用実態については、把握してございません。</p>   |
| 平野委員長                | 松林委員。  |
| 松林義光委員               | <p>450万円、町の税金450万円使うんですよ。町内会から、要望は上がっていない、実態も調査していない、それにお金をかける、おかしいじゃありませんか。</p>   |
|                      | <p>今副町長が言うように、「調理室がない」と。調理室が必要だというのであれば、これ450万円でその隣に調理室を造ったらいいじゃありませんか。だってお金450万円かけて使わなかったら宝の持ち腐れでしょう、そう思いませんか。</p>  |
|                      | <p>地元の議員が、1町民が言っているんですよ「ほとんど使っていません」って。にもかかわらず、町は実態も調査しないで450万円予算計上する。もう一度答弁をお願いします。私はおかしいと思います。</p>   |
| 平野委員長                | まちづくり防災課長。   |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | <p>お答えいたします。<br/>町内会での活用実態は、事細かに把握はしてございませんが、例えば町で様々説明会するときの会場に使ったり、また選挙のときの投票所でも活用していますし、あともし災害等が起きれば避難所にもなりますし、そういった形でまるきり利用実態がないわけではなくて、公共施設の一つとして町でも捉えているところであります。</p> |
| 平野委員長                | 松林委員。  |
| 松林義光委員               | 町の税金ですから、有効に活用してください。お願いします。   |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>平野委員長<br/>(委員席)</p>    | <p>ほかにございせんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>   |
| <p>平野委員長</p>              | <p>なしと認め、第1款から第2款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までの質疑を受けます。説明書59ページから78ページです。</p> <p>質疑ございせんか。柏崎委員。</p>  |
| <p>柏崎利信委員</p>             | <p>63ページの12節委託料で聞きたいと思います。</p> <p>敬老会開催委託料648万円とございます。ちなみに町の敬老会の対象者の人数、それと令和3年度における敬老会の開催町内会。おいらせ町には56町内会ございますが、幾つの町内会が地区敬老会を開催したのでしょうか。まず、それをお聞きしたい。</p>  |
| <p>平野委員長</p>              | <p>介護福祉課長。</p>   |
| <p>介護福祉課長<br/>(田中淳也君)</p> | <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>令和3年度地区敬老会の開催状況ということで、ほとんどはコロナ禍において記念品の配布だけではありますが、開催しているところが10地区あります。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>平野委員長</p>              | <p>対象人数、答弁漏れているよ。</p>  |
| <p>介護福祉課長<br/>(田中淳也君)</p> | <p>失礼しました。</p> <p>対象者の人数につきましては3,259人です。以上です。</p>  |
| <p>平野委員長</p>              | <p>柏崎委員。</p>   |
| <p>柏崎利信委員</p>             | <p>対象者の人数が3,259名ということでございますが、対象者の皆さんには記念品の配布でもって1,000円、そして地区敬老会の予算として1人2,000円ですから3,000円なんですけど、3,259人となるとざっと3,300人ですが、掛ける3,000円となったら全く金額が合わないと思いますが、この金額の合わないところの説明。</p> <p>それと、記念品の配布について様々な方法が取られています。例えば1例を挙げるとジャスコの商品券とか、それから地域限定の商品券とかもろもろあります</p> |

けれども、ほかにも何か記念品そのものを町内会で準備して配布しているところもあるようでございます。

ただ町は、例えばイオンに行って商品券を購入して、その領収書があればオーケーなんです。私が住んでいる木内々町内会は、地元の商店街でもって使える商品券というのを発行していますけれども、一昨年は29名ぐらいの方が使用しませんでした。令和3年度のやつは、19名の方が使用しませんでした。1,000円の価値があるんですけども使わなかった。なぜそうなのか、「置いてあるところを忘れた」「もらったことを忘れた」、そういう方がほとんどでした。

あと、家族の方に「おじいちゃん、おばあちゃんどうしたの」と言ったら、「施設に入っている」と。これは入所ではないですよ、ショートステイです。ただ、これとて月に1回更新する、100%払って更新するわけだけれども、家には来ないんですよ。だから、家族の方は「おらのでねえ。じいちゃんばあちゃんのものだ」という感じです。棚さ置けば置きっ放し、だから投げさっているんですよ。せっかく町からいただいたお金なので、100%ちゃんと使用していただければいいなとは思っています。

その解決方法として、「どうしたらいいもんだべ」と思いまして、私商品券に番号振ったんですよ。その番号の配布先を全部控えていまして、まだ使っていない人には催促したんです。ところが、見つけれないんですよ。早く使えばよかったんだろうけれども、そう言っても「いついつまでに使える」というのが分かっていたらゆっくりする人もいます。そのうち忘れます。年々そういう方が増えてきているんですけども、でも私から勧奨したりなんかすれば、思い出して探した方もいます。だから、令和3年度はそういう方が少なくなったけれども、それでも19名の人が忘れた。これの解決方法、多分これはイオンの商品券でも忘れるんですよ。

領収書があるから、担当課に領収書を出せばみんな配布されて、それでオーケーだということなんです。使う、使わないは、別ものなんです。使われていると思ったら、大間違いですよ。ただの紙切れになって、ごみに捨てられているかもしれません。

例えば1,000円、現金で支給したらどうですか。担当者の人は、多分一人一人から署名をもらって、判こをもらって、町に提出しろといえはしますよ。そしてあと、地区敬老会に参加した人のみ2,000円もらえるんですよ。令和3年は10町内会ということでございますけれども、その参加した総人数は聞いてみせんけれども、推して知るべしです。ほかは、何もその2,000円は申請もされないし、町の契約書も交わさない。そういうものが現実。

だから、これとて対象者の皆さんに2,000円相当の地区敬老会を開催して

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>楽しんでもらおうとか思っている、今のコロナ禍ですからいろいろ制約もありますし、いっそのこと記念品の1,000円と地区敬老会の経費の2,000円を足せば3,000円ですが、3,000円の現金をくれたらどうですか。</p> <p>三沢市は、喜寿のお祝いに1万円くれたそうです。全て77歳の対象者に1万円ですよ。それが、なくさない一番手っ取り早い方法なんですよ。忘れない、お金が一番間違いないと思います。今は油も高い、様々な物価もどんどん上がってきている。そういうものの足しにもなると思います。だから、その使い道というものは個人に任せて、そういう裁量権を持たせたほうがいいのではないかと。今ここで返答くださいとは言いません。ただ、考えてみる必要性というものはあるんじゃないかなと思います。</p> <p>これに対して、私が今ここでしゃべったことで町長、どう思いますか。</p> |
| 平野委員長             | 町長。  |
| 町長<br>(成田 隆君)     | <p>考え方の一つとして、新しい提案だなと感心しております。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長             | 柏崎委員。  |
| 柏崎利信委員            | <p>今、町長の感想を伺ったわけですがけれども、やっぱりいつもの成田さんだなど、私の思ったとおりの回答でした。</p> <p>町も従来のことを踏襲するのではなく、時代に合ったやり方とか効率性とか、どういうことが一番対象者にとって喜ばしいことなのかと真剣に考えて、今年は9月か10月頃にまた地区敬老会とか実施されると思いますけれども、そのときにコロナが収まっていればいろいろなところで地区敬老会が実施できると思います。</p> <p>ただ、それでも3,300人近くいるんですから、649万円じゃ少ないんだけれども、課長これについては参加者が全部出たらどうなりますか、これ。予算が足りないと思うんだけれども。</p>   |
| 平野委員長             | 介護福祉課長。  |
| 介護福祉課長<br>(田中淳也君) | <p>お答えをいたします。</p> <p>委託料自体は、六百数十万円ということで予算計上しておりますけれども、これにつきましては対象者記念品については人数は全員ですなのでその分の金額に</p>   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>なりますが、これまで開催したときの参加人数等を考慮しまして、大体4割ぐらい参加ってということで、予算計上をしております。</p> <p>以上です。</p>  |
| 平野委員長<br><br>(委員席)    | <p>柏崎委員、4回目になりますから。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>  |
| 平野委員長                 | <p>なしと認め、第3款から4款までの質疑を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩をいたします。45分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時32分)</p>   |
| 平野委員長                 | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時45分)</p>   |
| 平野委員長                 | <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を受けます。説明書79ページから92ページです。</p> <p>質疑ごいませんか。澤上委員。</p>   |
| 澤上 訓委員                | <p>私は、1点だけです。</p> <p>89ページ商工業振興費の18節かな、町商工会プレミアム商品券発行事業費補助金5,600万円。これは、県からいただいたコロナ対策のために使い方をたしか自治体に任せるといった、そういう補助金だった記憶をしておりますけれども、その確認と。</p> <p>それからこのプレミアム商品券に決定した経緯、どこで協議をしてどのような理由で決定されたのか。それから、またそのほかにですね協議する場に別な使い道とかというものを挙げられた内容があるのかどうか。これについて、教えていただきたいと思います。</p> |
| 平野委員長                 | <p>政策推進課長。</p>  |
| 政策推進課長<br><br>(柏崎勝徳君) | <p>それでは、澤上委員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>89ページの町商工会プレミアム付商品券の発行事業費補助金に対する、県の補助金の考え方ということのご質問だと思っております。</p> <p>まず、昨日の質問の答弁でもお答えをいたしておりましたが、こちら今ご指摘のありました県の補助金というのは市町村総合対策補助金ということで、2月7</p>   |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>日に県が専決処分をして補正をしたものでございます。感染症の拡大の防止と地域経済の維持回復を図るために、市町村が地域の実情を踏まえて事業を実施するというに充当できる財源となっておりまして、町村当たり4,500万円ということになっております。こちらにつきましては、昨日もお答えしたとおりこちらの商工会プレミアム付商品券発行事業に充当するというので、今検討しております。</p> <p>この経緯でございますけれども、こちらについては2月7日に先ほど申しましたとおり急遽決定いたしまして、県から通知があつて2月21日までに使い道について県に申請をするということで、大変スケジュールがタイトな状況でございました。そういうことで、そもそも当初予算に計上していた商工会プレミアム商品券に充当するのが最も早い決定方法だということで、そちらに財源を向けるということで、そのようにしたところでございます。</p> <p>そのほかのものはなかったのかということでございますけれども、今回県の補助金4,500万円をこのプレミアム商品券に充当することによって、もともと国の臨時交付金、コロナ交付金を充当する予定にしていた分の4,500万円がその分浮くという形になりますので、今度はそれをじっくりいろいろ状況を判断しながら、その4,500万円をまた別の事業に充当していくということで、そのように考えております。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長             | 澤上委員。   |
| 澤上 訓委員            | <p>コロナ対策ですので、いろいろなものがたくさんあります。私のところに何件か問合せの事項があつたんですよ。</p> <p>というのは、今のおいらせ町の現状で、例えば保育園・小学校のクラスターが発生している。そういう中で、「とても不安だ」という声を聞きました。これ、PCR検査を例えば無料でやってもらえないものなのかどうかとか、そういったことなどの相談があつたので、「ああ、そういうふうな使い方もあつたんだな」という気もしたんですけれども。それについては、今後考えてはいないのかどうかということですね。</p>   |
| 平野委員長             | 政策推進課長。   |
| 政策推進課長<br>(柏崎勝徳君) | <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>実際県の補助金もそうですけれども、国の交付金の充当先といいますかコロナ</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>交付金を使った事業を検討するに当たりましては、無料のPCR検査も事業の1つとして浮上していたのは確かでございます。ただその検討している当時は、県でも無料のPCR検査を行っておいりましたので、県でもやってるんであれば町ではあえてやらなくてもという意見もあったりして、その部分については現段階では予算化されていないということでございます。</p>  |
| 平野委員長                | 澤上委員。   |
| 澤上 訓委員               | <p>私も、県のあれ見たんですよ。そしたら3月いっぱい終わりなんですよ、確か。となれば、それ以降やっぱり不安な人達というのは、あれは県まで行ってやるということのかな、無料化というのは、PCR。青森市まで行ってやるということなのかどうなのか、ちょっとその辺の内容私も分からないので。ですから、町民のそういう不安が現実にあるということで、何とかそういうのができればいいなど。</p> <p>ちなみにPCR検査というのは1人、結構金かかりますよね。どのぐらいかかるのかなということも含めて、今後、そういう検査まで考えているのかどうかということも、ひとつお聞かせいただければと思います。</p> |
| 平野委員長                | まちづくり防災課長。  |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | <p>今、県の検査キットのことでご質問ありましたので、ちょっと知っている範囲内でお答えをいたします。</p> <p>県で無料でPCR検査できるというものなんですけど、青森市まで行かなくても各市町村の薬局等にそのキットを置いているところがあります。おいらせ町であれば、北部のハッピードラック青葉店、それからあと記憶ですと石田温泉病院のそばにある薬局等が、その対象ということになっています。</p> <p>大分品薄になってきておりますので、事前に予約をして問合せした後に赴くという形になってございます。</p> <p>以上です。</p>                            |
| 平野委員長                | <p>ほかにごいませんか。馬場委員。</p> <p>澤上委員、答弁漏れ。まちづくり防災課長。</p>  |
| まちづくり防災課長<br>(成田光寿君) | それからPCR検査の関係でありますけど、有料なのはあくまでも任意、ご自分の判断でやる場合が有料になります。先ほど言った県で取り組んでいるものは無  |

|  |  |
|--|--|
| <p>平野委員長</p>                           | <p>料ですし、あとは濃厚接触者等に該当して県の保健所の指示であれば無料になります。あくまでも自己判断でやる任意の場合ですが、その医療機関によって大分違いがあります。1万円ぐらいのところもあれば、1万七、八千円ぐらいのところもあります。そこは、医療機関によって違います。</p> <p>先ほど、任意の場合の自己負担の金額を言いました。1万円ぐらいから1万七、八千円という話、これは1人分の金額でありますので、掛ける受験検体数ということになります。</p>  |
| <p>馬場正治委員</p>                          | <p>馬場委員。</p> <p>3番、馬場正治です。</p> <p>90ページ商工費の第1項商工費第3目観光費の中の18節なんですけれども、「VISIT八戸」圏域負担金49万円とございますけれども、「VISIT八戸」はメンバーを募っておりますよね。法人と個人ということで、法人の年会費が3万円、個人が1万円ということで、これ会員になっているといろいろなセミナーが受けられる。</p> <p>今コロナなものですから、先日もいわゆる地質学の大家の方が来られて、「ユートリー」で開いた地場産物と地質学との関連で売り込む、「だから、おいしいんだ」というセミナーがあったんですけども、「ユートリー」に行って参加する人と、行けない人はオンラインでということだったんですけども、おいらせ町に法人会が何人、個人会員が何人おられるか把握していたら教えてください。</p> <p>それから91ページですけども、同じく第3目観光費の中の同じ18節ですね。町観光団体支援事業費補助金928万9,000円、この内容をご説明いただきたいです。</p> <p>最後に、第4目の観光施設費の中の12節委託料、施設管理業務等委託料647万4,000円。これに「白鳥の家」と下田公園テニスコートの管理委託料も含まれているのかどうかお聞きします。</p> |
| <p>平野委員長</p> <p>商工観光課長<br/>(柏崎和紀君)</p> | <p>商工観光課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、「VISIT八戸」の個人会員と法人会員のおいらせ町内の人数ということでしたが、大変申し訳ございません、今現在そこは把握してないので、ちょっと調べてみたいと思いますので、後刻報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>あと、2点目の町観光団体支援事業費補助金ということでございますが、こち</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>平野委員長</p>              | <p>らは町の観光物産協会に補助金を出しているものでございまして、そちらで様々なイベント、秋祭りであるとかこれまでであれば鮭まつりとか、様々なイベントを実施しているものに対して補助を出しているといったものでございます。</p> <p>そして、施設管理業務委託料の中に、「白鳥の家」と下田公園のテニスコートとおっしゃいましたでしょうかの委託料が含まれているかというところですが、「白鳥の家」の管理委託は含まれておりますが、下田公園はまた別の委託になっておりますので、こちらの予算には含まれておりません。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>馬場正治委員</p>             | <p>馬場委員。</p> <p>3番です。</p> <p>施設管理業務委託料の中に「白鳥の家」の管理委託も含まれているということでしたけれども、もう10年以上前からあそこの1階に研修室があるんですね。観光協会で何回か会議を開いたりしたんですけども、あそこを改装して民間に軽食喫茶として開放できないかという考えがあったんですけども、補助金でつくった施設なので一定の期間はほかの目的では使えないという縛りがあったそうですけれども、そのことについていつ頃になれば当初の目的以外のものに活用できるのかどうかお伺いしたいと思います。</p>   |
| <p>平野委員長</p>              | <p>あと、下田公園のテニスコートについては以前もう閉鎖して、アスファルトも草が生えてきていて見苦しいし、ウォーキングの人があそこの十五、六台止められる駐車場がびっちりなんですね。下田公園を一周するコースの方があそこに車を置いていくわけですよ。キャンプ場を回って、間木堤を回っていくと。中央の駐車場は、非常にもう台数がパンクしてしまっていて、お休みのたびにいっぱいいっぱいなんですね。あとは、イベント広場の駐車場に置くしかないんですけども、そこからだとまた歩いていかなきゃならないということで、以前この提案をしたら、町長から「それはいい考えだから、検討しなければ」というお答えをいただきましたけれどもその後、どのようになられたのかお聞きしたいと思います。</p> |
| <p>平野委員長</p>              | <p>各委員にお願いしますけれども、質問は要点のみにしてください。非常に時間が経過しています。</p> <p>じゃあ、商工観光課長。</p>  |
| <p>商工観光課長<br/>(柏崎和紀君)</p> | <p>お答えいたします。</p> <p>「白鳥の家」の耐用年数ということですが、法定の耐用年数は22年となって</p>   |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| <p>平野委員長</p>                 | <p>おりまして、今現在27年経過しているという状況になっております。</p> <p>以上です。</p>  |
| <p>社会教育・体育課長<br/>(松山公士君)</p> | <p>社会教育・体育課長。</p> <p>テニスコートの件についてお答えいたします。</p> <p>以前、馬場委員から「駐車場にしたらどうか」というご提案いただきましたが、公園管理しています地域整備課に確認したところ、駐車場はイベントホールの駐車場もございますし、あとは「白鳥の家」の近くというか白鳥の飛来する東側にも駐車場がありまして、充足されてるということで、我がほうとしては今までテニスコートとして使っていた部分をストリートコート、昨年夏に東京オリンピックもございまして、「3X3」とかっていうバスケットボール、新しいそういう若者も今興味があるそういうスポーツが正式競技になったりもしていたので、そういったバスケットコート中心の形に変えられないかなと思って、いろいろ試算して今のコロナの交付金でどうかなということで協議してまいったところですが、まだもう少し幅広く検討しましょうということで、今まだ引き続き関係課と協議している最中です。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>平野委員長</p>                 | <p>馬場委員。</p>  |
| <p>馬場正治委員</p>                | <p>「白鳥の家」については22年という期限だけれども、現在27年たっているということですから、当初の補助金の目的外でも活用する方ができるのであれば、家賃が入るわけですね。現在は、あそこから歳入は一切ありません、収入は。お客さんも自動販売機のジュースしか飲めないわけですね。あそこで軽食とか温かい飲物、スイーツなどを出せばそこを運営する業者もいいし、町は家賃収入が入るということを提案して、終わりたいと思います。</p>  |
| <p>平野委員長</p>                 | <p>榎山委員。</p>  |
| <p>榎山 忠委員</p>                | <p>88ページの農林水産費の3項水産業の2目漁港についてですけれども、先ほどと言ったらいいですか、収入のところで西館委員からいろいろ漁港に関しての支出についてはお話いただきましたけれども、この負担金の関係、県営漁港施設機能保全事業費負担金と、それから漁港施設の機能促進事業費、これは毎年大体払っていかなくやならないという私は解釈をしたんですけれども、それはそう</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>なのか。</p> <p>であれば、ここの漁港はどういう使い方に今現在なっているのか。しっかりした活用がなされているのかどうかを、まず聞きたいのと。将来的にどのような使い方をしていくのかということもお聞きしたいので、お願いします。</p>   |
| 平野委員長                     | 農林水産課長。   |
| <p>農林水産課長<br/>(三村俊介君)</p> | <p>それでは、お答えします。3点ほどご質問いただきました。</p> <p>まず、1点目の県営漁港施設機能保全事業費負担金と県営漁港施設増進事業費負担金、これ毎年かかっていくかというご質問でございます。</p> <p>まず上の機能保全事業につきましては、午前中説明したとおりしゅんせつのための費用です。これにつきましては、砂が毎年堆積するというので、これ毎年実施していくこととなりますので、毎年かかっていくこととなります。下の増進事業ですが、これは陸こうゲートの遠隔化に関する整備費となりますので、来年度整備されれば負担金自体はかからないです。</p> <p>ただ、管理するための維持管理、例えば通信運搬費ですとか、あとは電気料ですとか、そういったものがかかってくるという状況になります。</p> <p>続きまして、こちらの漁港が今どのように活用されているかという部分です。現状は、今ホッキの漁が始まっていますので、11月から3月までホッキ漁で大体4隻ぐらいで、1隻に5人ぐらい乗っておりまして20人ぐらいでホッキ漁の操業をしている状況でございます。</p> <p>あと、ホッキが終わりますとその後はシラウオですとか、あとは秋になりますとサケの定置網ですとかそういったもので、そのための例えば業務を補完するための施設ですとか、あと休憩したりとか、そういった役割を果たしているというのが漁協でございます。</p> <p>将来ですけれども、まだ明確なプランはございませんけれども、今漁港についての検証事業を県で行っている状況でございますので、その結果が出ましたら、また町でも漁協等とも相談してその在り方等を検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長                     | 樽山委員。   |
| 樽山 忠委員                    | <p>樽山です。</p> <p>まだ県のものになっているということなので、それからおいらせ町に移管にな</p>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>るということですが、その移管の際にはやっぱりこっちの使い方的なものとか、それからいろいろな面での費用対効果的なもの、それらがしっかりした状態でなければ引き受けるそれをするべきではないと思うし、そこら辺を十分に検討した上でやっていただきたいと思います。</p> <p>答弁はいいです。</p>  |
| <p>平野委員長<br/>(委員席)</p>    | <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>   |
| <p>平野委員長</p>              | <p>なしと認め、第5款から第7款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書92ページから103ページです。</p> <p>質疑ございませんか。檜山委員。</p>   |
| <p>檜山 忠委員</p>             | <p>96ページなんですけれども、土木費の関係。区分の12の委託料になりますけれども、除雪に関することなんですけど1億1,000万円ということである程度の予算を取っていますけれども、今年は特に雪が多かったというせいもあるのかどうか分かりませんが、「地区によって除雪の差がある」ということを大変町内回ってみて言われてきたんですけれども、それらの対策がどのようになっているのか。それだけ、それ先をお願いします。</p>   |
| <p>平野委員長</p>              | <p>地域整備課長。</p>  |
| <p>地域整備課長<br/>(栗嶋泰幸君)</p> | <p>それではお答えいたします。</p> <p>まずもって昨年度は大雪ということで、委員の皆様にも大変ご不便、ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。</p> <p>地区による除雪です。まず降雪状況につきましては、一般的に北部が多いです。南部は少な目です。風ですが、一川目・二川目地区とか深沢とか、そちらが非常に強い状況。ですから、地区によって天気の状況も異なるという中で除雪しておりました。</p> <p>やはり除雪業者につきましても、毎年やっていただいておりますが、どうしてもオペの力量と申しますか、そういったところに差があるのは事実かなと思っております。ですので、今後我々パトロールしながら、随時業者に丁寧な除雪、「もうちょっとこうやってくれ」ということで指導してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 平野委員長             | 檜山委員。  |
| 檜山 忠委員            | 除雪に差がある。ただ回ってみるだけじゃなくて、雪が降る前だったら前に委託する業者に集まっていただいて、技術的な向上を図るそういう機会を設けて、お互いが連携してやることができないもんなんでしょうか。   |
| 平野委員長             | 地域整備課長。  |
| 地域整備課長<br>(栗嶋泰幸君) | <p>お答えいたします。</p> <p>除雪に先立ちまして、毎年除雪は12月1日からになるわけですが、その前に全業者集まっていただきまして、意見交換会ということで開催しております。特に毎年苦情があるところについては、我々マップ作って「そこ注意箇所だよ」ということで落とし込みかけて、その業者に渡して事前に「きちんと確認してくれ」ということでのお話はしております。</p> <p>ただ、どうしても道路の状況、マンホールが例えば数センチ出っ張ってる場所とか、あと砂利道のところとか、どうしてもそういう除雪がしにくい場所があるということで伺っておりますが、そこら辺のところも今後引き続き来年度も全業者集めてそういった場を設けますので、今回のご意見を参考に技術的に「こうなればいいな」ということも含めて意見交換をさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 平野委員長             | 檜山委員。  |
| 檜山 忠委員            | <p>分かりましたけれども、徹底していただきたい。ということは、「あるところではすばらしい除雪をしているのに、こっちは除雪がさっぱりうまくいっていない。これはどういうことなんだ」と、住民の苦情があります。その差が、恐らく同じところで起きていることもあるんじゃないかなと思うので、それらをしっかり把握して、しっかりとした除雪をやれるように指導ばかりじゃなくて、降った後にどういう状況になってるかというのでも小まめに巡回してもらって、ある程度町民に伝えられる除雪をしていただきたい。それをお願いして、終わります。</p> <p>答弁はいいです。</p>   |
| 平野委員長<br>(委員席)    | ほかに質疑ございませんか。  |
| 平野委員長             | なしと認め、第8款から第9款までの質疑を終わります。   |

※なしの声※

|       |   |
|-------|---|
| 平野委員長 | <p>それでは、第10款教育費から第13款予備費までの質疑を受けます。説明書103ページから124ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>   |
| (委員席) | <p>***なしの声***</p>   |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、第10款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出の質疑を終わります。</p>   |
| 平野委員長 | <p>次に、給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を受けます。説明書125ページから139ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>  |
| (委員席) | <p>***なしの声***</p>   |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、給与費明細書から地方消費税交付金の充当に関する資料までの質疑を終わります。</p>  |
| 平野委員長 | <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>   |
| (委員席) | <p>***なしの声***</p>   |
| 平野委員長 | <p>なしと認め、討論を終わります。</p>  |
| 平野委員長 | <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべき旨、本会議において報告、報告することにご異議ありませんか。</p>   |
| (委員席) | <p>***なしの声***</p>   |
| 平野委員長 | <p>異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、可決すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p>   |
| 平野委員長 | <p>お諮りします。本日の予算委員会における付託議案審査については、議案第36号、令和4年度おいらせ町一般会計予算についてまでとし、議案第37号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算についての審査は、明日11日金曜日に引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> |
| (委員席) | <p>***なしの声***</p>   |
| 平野委員長 | <p>異議なしと認めます。よって、本特別委員会の付託議案の審査はそうように取り扱うことに決しました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p>  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>事務局長<br/>(赤坂千敏君)</p> | <p>明日 11 日金曜日の予算特別委員会は、引き続き本議場において午前 10 時から付託議案の審査を行います。</p> <p>本日の予算委員会はこれで延会といたします。ありがとうございます。</p> <p>(延会時刻 午後 3 時 17 分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> |
|-------------------------|--|